

## 自主企画・成果発表事業

### 1 助成対象事業

当事業は、以下に該当する事業を助成対象とする。

#### (1) 自主企画型

県内の文化団体や各種団体等が県内で行う自主企画による公演・展示事業で、県民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業。

#### (2) 成果発表型

県内の文化団体が自ら主催し、日頃の文化活動や練習の成果を県内において広く県民に発表又は公開する事業で、文化振興に寄与する事業。

ただし、次に掲げる項目に該当する事業は対象としない。

- ① 専ら販売（営利）を目的とした出版物、電子記録物を作成する事業
- ② 専らインターネット等により発表・公開・展示する事業
- ③ 営利、チャリティーを主たる目的とする事業
- ④ 学校教育上の文化行事、学術的な会合
- ⑤ 国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業
- ⑥ 事業の鑑賞者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業  
(例：同窓会事業やそれに類する事業、芸術鑑賞団体やそれに類する団体が実施する事業)
- ⑦ 外部の団体等が大部分を制作する事業
- ⑧ 外部の団体等が企画・制作した事業の買い取りや招聘を中心とする事業

### 2 助成対象経費

事業実施に要する経費から、下記の助成対象外経費を控除した額とする。

- (1) 備品・事務器機・文具事務用品等の購入費
- (2) 印紙代・振込手数料
- (3) 電話・ファックス・電子メール代
- (4) 交際費・接待費・飲食費
- (5) 予備費
- (6) 取材・会議・企画・打合せの等に係る経費
- (7) レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費
- (8) 普段の練習に係る稽古場費等
- (9) 記念品・贈答品代・各個人への支給品

### 3 助成金の額

助成対象経費から、下記の収入を控除した額で、財団の定める額。ただし、上限50万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

- (1) 入場料収入（これに準ずるものを含む）
- (2) 参加料・出展料等収入
- (3) 協賛金収入
- (4) 広告料収入
- (5) 関連団体からの補助金及び負担金等収入

## 芸術文化派遣招へい事業

### 1 助成対象事業

当事業は、以下に該当する事業を助成対象とする。

#### (1) 派遣型

県内の文化団体が海外又は県外における全国規模の催し等で公演等を行い、文化の発信と交流を図る事業で、かつ、当該催しの主催者である国、県及び市町村等の公的機関及びNPOなどの非営利組織からの招へいを受けていること。

又は県の代表として公演等を行う事業。

#### (2) 指導者招へい型

文化活動を行うに当たり、文化団体のレベルアップのために指導者を招へいする事業

ただし、次に掲げる項目に該当する事業は対象としない。

- ① 専ら販売（営利）を目的とした出版物、電子記録物を作成する事業
- ② 専らインターネット等により発表・公開する事業
- ③ 営利、チャリティーを主たる目的とする事業
- ④ 学術的な会合
- ⑤ 国又は県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業

### 2 助成対象経費

事業実施に要する経費から、下記の助成対象外経費を控除した額とする。

- (1) 備品・事務器機・文具事務用品等の購入費
- (2) 印紙代・振込手数料
- (3) 電話・ファックス・電子メール代
- (4) 交際費・接待費・飲食費
- (5) 予備費
- (6) 取材・会議・企画・打合せの等に係る経費
- (7) レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費
- (8) 普段の練習に係る稽古場費等
- (9) 記念品・贈答品代・各個人への支給品

### 3 助成金の額

助成対象経費から、下記の収入を控除した額で、財団の定める額。ただし、上限50万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

- (1) 入場料収入（これに準ずるものを含む）
- (2) 参加料収入
- (3) 協賛金収入
- (4) 広告料収入
- (5) 市町村又は関連団体からの補助金及び負担金等収入

## 芸術文化普及事業

### 1 助成対象事業

当事業は、以下に該当する事業を助成対象とする。

#### (1) 体験型

県内の文化団体等が行う芸術文化を普及する活動で、県民が芸術文化を体験・学習できる事業。

#### (2) 訪問型

活動や児童生徒又は日ごろ公演等の会場まで行けない施設入所者等を対象にしたアウトリーチ活動が加味される事業。

ただし、次に掲げる項目に該当する事業は対象としない。

- ① 専ら販売（営利）を目的とした出版物、電子記録物を作成する事業
- ② 専らインターネット等による発表、公開、指導等を行う事業
- ③ 営利、チャリティーを主たる目的とする事業
- ④ 学術的な会合
- ⑤ 国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業
- ⑥ 対象者が固定化している事業

### 2 助成対象経費

事業実施に要する経費から、下記の助成対象外経費を控除した額とする。

- (1) 備品・事務器機・文具事務用品等の購入費
- (2) 印紙代・振込手数料
- (3) 電話・ファックス・電子メール代
- (4) 交際費・接待費・飲食費
- (5) 予備費
- (6) 取材・会議・企画・打合せの等に係る経費
- (7) レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費
- (8) 普段の練習に係る稽古場費等
- (9) 記念品・贈答品代・各個人への支給品

### 3 助成金の額

年間助成対象経費（申請団体が負担したものに限る。）から、下記の収入（申請団体の収入に限る。）を控除した額で、財団の定める額。ただし、上限50万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

- (1) 入場料収入（これに準ずるものを含む）
- (2) 参加料及び受講料収入
- (3) 協賛金収入
- (4) 広告料収入
- (5) 施設等からの謝礼金収入
- (6) 関連団体からの補助金及び負担金等収入